

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年 7月12日
照会部署名 高知東年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター (厚生年金適用調査課長) 藤田 桂
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 永田耕三

(受付番号)

ブロック本部受付番号 厚 No. 2011-12	本部受付番号 No. 2011-299
--------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

月給者の給与計算の締日及び支払日両方に変更があった際の算定基礎届の支払基礎日数及び報酬について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

平成23年5月27日付厚年指2011-174

(内容)

事業所の給与計算が以下のとおり変更になった場合の算定基礎届への記載についてご教示ください。

変更前 末日締 翌月20日払い

変更後 15日締 当月25日払い

6月25日支払分から変更となる

3月1日～3月31日分を 4月20日払 (支払基礎日数31日) ¥200,000

4月1日～4月30日分を 5月20日払 (支払基礎日数30日) ¥200,000

5月1日～5月31日分を 6月20日払 (支払基礎日数31日) ¥200,000

6月1日～6月15日分を 6月25日払 (支払基礎日数15日) ¥100,000

<当事務所での見解>

23.5.27付指示依頼 厚年指2011-174 (別紙1) 定時決定についての項問2②及び問3①の両方に該当するケースであると考えられるため、6月の2度支払い分については、変更後の給与制度において計算されるべき期間がその月に受けるべき給与であるとみな

し、算定基礎届への記載としては、

4月 支払基礎日数 31日 ¥200,000

5月 支払基礎日数 30日 ¥200,000

6月 支払基礎日数 15日 ¥100,000

と記載し、4月、5月の2カ月分の平均で報酬の決定を行うものと判断する。

(ブロック本部回答)

今回の事案に係る標準報酬月額の算定については、6月に2度の支払いがあり、旧給与体系が1ヶ月分、新給与体系が15日分であることから、平成23年5月27日付 厚年指2011-174(別紙1)定時決定についての項問2①(支払基礎日数が暦日を超えて増加した場合は超過分の報酬を除外)に該当し、超過分である新給与体系の15日分を除外のうえ算定するとも思われますが、例示においては変更後の給与制度を用いるとの記載があります。

また、算定基礎届については、平成23年4月8日付 厚年指2011-115【定時決定期調査に係る事務処理】等に示されているとおり、4~6月の3ヶ月に実際に支給された報酬、支払基礎日数を記載すると思われますが、支払基礎日数が暦日を超えた場合等の記載方法については明示されていません。

以上のように、当ブロックにおいては判断できないことから、本部へ確認することとします。

回答日 平成23年7月14日

回答部署名 四国ブロック本部業務支援部厚生年金支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター(役職名) 厚生年金支援グループ長 渡部 光則

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

市原

(本部回答)

定時決定を行う際、給与の締日が変更されたことにより、4、5、6月のいずれかの月の支払基礎日数が通常の月より増加する場合については、通常受けるべき報酬以外の報酬を受けるものとして、保険者算定を行うこととなります。

この場合に、単月に通常の一の給与計算期間が確保されている期間と確保されていない期間が混在していれば、変更された給与の締日における期間であるか否かにかかわらず、確保されていない期間分を控除して報酬月額を算定し、標準報酬月額を決定します。

したがって、本事例については、給与の締日が変更されたことに伴い、6月中に2度の給与の支払いが発生し、単月に通常の一の給与計算期間が確保されている期間と確保されていない期間が混在していることから、通常の一の給与計算期間が確保されている5月1日から5月31日までの期間における給与（6月20日支払い分）を6月の算定月額として取扱うこととなるため、4、5、6月の報酬の総額から、6月1日から6月15日までの期間における給与（6月25日支払い分）を控除し、修正平均額により報酬月額を算定し、標準報酬月額を決定することとなります。

回答日 平成23年7月29日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (一般) 高橋 勝
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	岡村
----------------------------------	----

(回答提供先)

O					
機構 LAN 掲載	相談センター	社労士会	健保協会	年金局	HP 掲載